

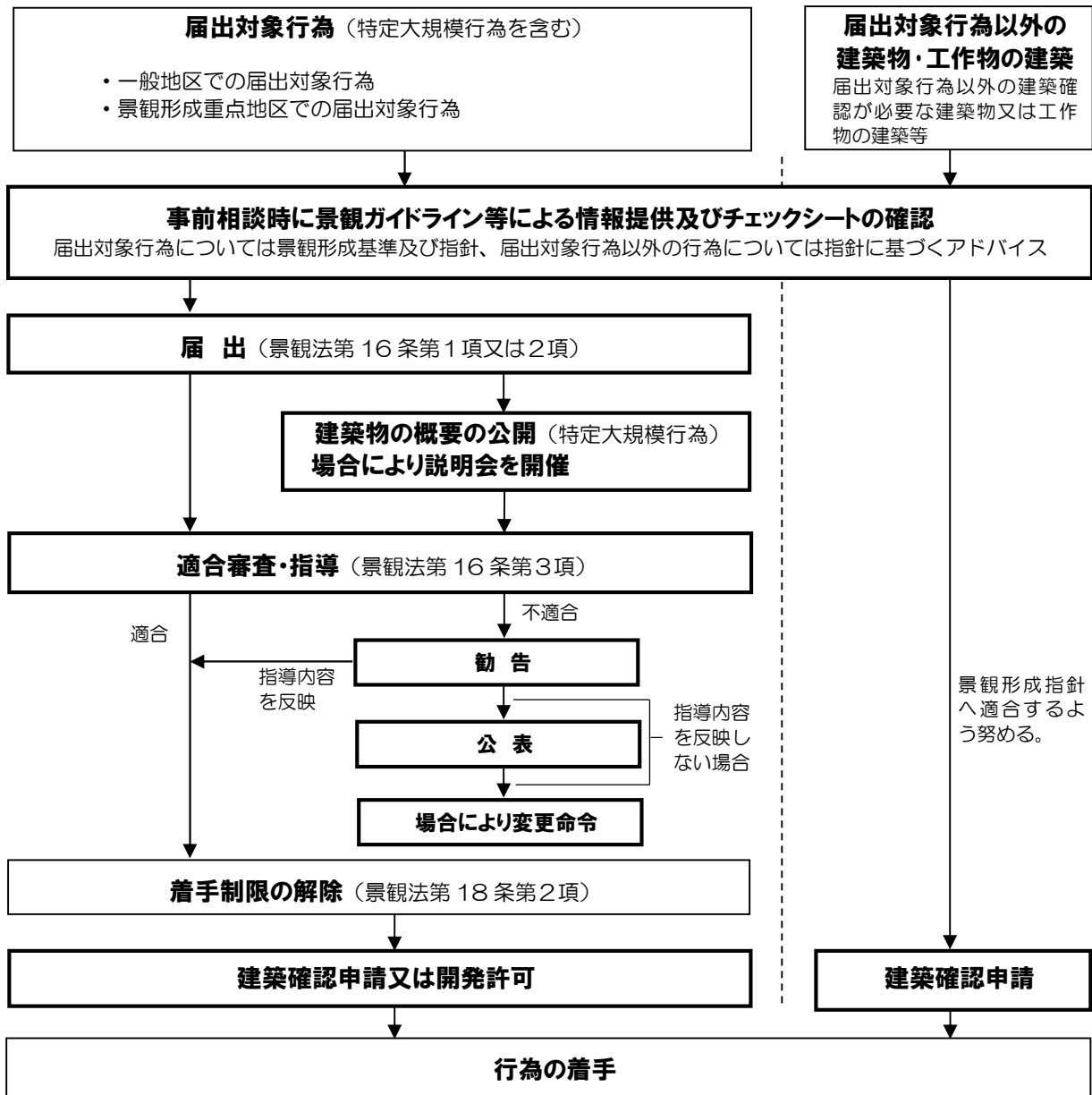
3 景観法及び景観条例に基づく手続き

手続きの流れ

景観法及び景観条例に基づく手続きの流れは、次のとおりです。

なお、届出対象行為のうち、景観への影響が大きい特定大規模行為（建築物及び工作物の新築又は増築で、高さが20mを超えるもの）については、景観法に基づく届出と同時に、標識の設置により建築物等の概要を公開する必要があります。

また、当該特定大規模行為について、必要に応じて近隣住民関係者への説明会の開催を求めます。



※変更勧告・命令は届出から30日以内

※行為着手は、届出が受理された日から30日経過後

- ・ 条例に定める行為を行わない場合や町長の発する命令に従わない場合は、景観法又は景観条例に基づき、罰則の適用を受ける場合があります。
- ・ 建築確認申請又は開発許可の際には、町への事前経由が必要です。